

平成29年2月21日

東京株式懇話会 2 月度実務講習会

三井住友信託銀行株式会社

川瀬 裕司

本年定時株主総会の実務対応について

I. 本年株主総会シーズンにおける主な動向等

1. 本年株主総会における制度改正等

(1) 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書 (H28.4.21)

(<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160421007/20160421007.html>)

ア. 早期 (発送前) Web開示

- ・ 実施企業は大幅に増加 (H26年6月総会 : 91社⇒H27年6月総会 : 769社)。
- ・ 招集通知校了直後のWeb開示。
- ・ 招集通知のTDnetへの登録。

イ. 招集通知関連書類 (会社法上の事業報告・計算書類等) の原則電子化

- ・ 「新たな電子提供制度」の整備を求める提言。
→下記 (6) ア. の会社法研究会における検討。

ウ. 議決権行使プロセスの電子化 (議決権電子行使プラットフォームの利用)

- ・ 参加企業の増加 (H26年6月末 : 464社⇒H27年6月末 : 555社⇒H28.4.8 : 703社)。
- ・ 参加拡大に向けた関係者の検討。

エ. 株主総会関連日程の適切な設定

- ・ 3月決算企業が7月総会を開催する場合の課題や疑問の整理。
→「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」 (H28.4.18)
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20160418-1.html)
➤ 大株主の状況等の記載時点を決算日から議決権行使基準日への変更を提言。
→全国株懇連合会「企業と投資家の建設的な対話促進に向けて」 (H28.10.24)
(http://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2016_05.pdf)
➤ 基準日変更の実務の検討と実務上の留意点を整理。
→下記 (2) 平成29年度税制改正における対応。

オ. 対話支援産業への期待

- ・ 個人株主向けプラットフォームの構築やマイナンバー制度の活用等。

(2) 平成29年度税制改正

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)

ア. 法人税の申告期限の特例の見直し

- ・ 会計監査人設置会社が事業年度終了後3か月を超えて株主総会期日を設定する場合に、最大4か月間の申告期限の延長。

イ. 役員給与等の損金算入要件の見直し

- ・ 原則、定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与に該当するものに限り損金算入を認める形に見直し。
- ・ H29.4.1（新株予約権・譲渡制限付株式等に係る部分はH29.10.1）以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用。

ウ. 組織再編税制等の見直し

- ・ スピンオフについて、法人や株主に対する譲渡損益や配当について課税繰り延べ。

(3) 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

- ・ H28.11.8にパブリックコメント。

(<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20161108-2.html>)

- ・ 有報上の「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に変更（「経営方針」は決算短信ではなく有報において開示すべき）。
- ・ H29.3.31決算に係る有報から適用予定。

(4) 決算短信・四半期決算短信の様式

- ・ H28.10.28にパブリックコメント。

(<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20161028-01.html>)

- ・ 取引所が定める短信の様式のうち、本体である短信のサマリー情報の使用義務を撤廃（その使用を要請するに止める）。
- ・ H29.3.31決算の通期決算・四半期決算の開示から適用予定。

(5) 平成28年商業登記規則の改正

- ・ 商業登記規則等の一部を改正する省令（平成28年法務省令第32号）によるもの。
（法務省の案内サイト：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html）
- ・ 登記すべき事項につき、①株主総会の決議（種類株主総会の決議）を要する場合、

②株主全員の同意（種類株主全員の同意）を要する場合、「株主リスト」の添付が必要。

- ・ H28.10.1から施行済み。

(6) その他

ア. 会社法研究会・次期会社法改正

(<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw>)

- ・ 会社法研究会は、H28年1月から開催され、会社法制の見直しの要否やそのあり方等を幅広く議論。
- ・ 主な検討項目としては、①株主総会参考書類等の新たな電子提供制度、②株主提案権の濫用的な行使の制限、③取締役の報酬、④会社補償・D&O保険、⑤社債の管理等、⑥社外取締役、⑦その他（取締役会の決議事項・責任限定契約・株主代表訴訟等）。
- ・ 法務省も会社法研究会に参画しており、改正法附則25条の施行後2年を経過した場合における検討事項を踏まえ、同研究会における議論の内容等も参考にしながら、会社法制の見直しの要否等について検討しているとされている（竹林俊憲・商事法務2122号26-27頁）。
- ・ H29.2.9開催の法制審議会において、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する諮問第104号」は、「会社法制（企業統治等関係）部会」（新設）に付託して審議し、部会から報告を受けた後、改めて総会において審議するとされている。

イ. スチュワードシップ・コード

- ・ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議がH28.11.30に意見書（3）を公表。
(http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/statements_3.pdf)
- ・ 同意見書は、①運用機関のガバナンス・利益相反管理等、②議決権行使結果の公表の充実、③パッシブ運用におけるエンゲージメント等、④運用機関の自己評価、⑤アセットオーナーによる実効的なスチュワードシップ活動の確保、⑥アセットオーナーが運用機関に求める事項の明示、⑦運用機関に対する実効的なモニタリングについて取り組みが必要とし、スチュワードシップ・コードの見直しを提言。
- ・ H29.1.25からスチュワードシップ・コードに関する有識者検討会が開催されている。
(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/index.html>)
- ・ 各機関投資家が次の株主総会シーズンまでに改訂後のコードの内容に沿った取り組みを進めることができるよう見直すとされている（田原泰雅・商事法務2123号16頁）。

ウ. フェア・ディスクロージャー・ルール

- ・ フェア・ディスクロージャー・ルールとは、企業が、業績動向など公表前の重要な内部情報を特定の証券アナリストなどに提供した場合、すみやかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるものであり、欧米やアジアの主要市場ではすでに導入済みなもの（田原・前掲17頁）。
- ・ 前述の「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、わが国での導入検討が提言されたことを受けて、金融審議会の下に設置されたタクスフォースにおいて検討を行い、H28年12月に報告書を公表。
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161222-1/03.pdf)
- ・ 同報告書は、①対象となる情報の範囲、②運用・エンフォースメント、③対象となる情報提供者の範囲、④対象となる情報受領者の範囲、⑤公表を必要としない情報提供、⑤情報の公表方法、等を提言。
- ・ 本年の通常国会での金融商品取引法の改正を経て、一定の周知期間を置いた上での施行が見込まれている（小畑良晴・商事法務2122号80頁）。

エ. 監査法人のガバナンス・コード等

- ・ H28年3月に「会計監査の在り方に関する懇談会」が行った提言のうち、①監査法人のガバナンス・コード、②監査法人のローテーション制度、③監査報告書の透明化について、以下の取り組みが行われている。
- ・ ①については、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」において検討を行い、H28年12月に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（案）が公表され、パブリックコメントを実施。
(<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20161215-1.html>)
- ・ ②については、現在、金融庁において海外調査や国内関係者にヒアリングを実施しているところであり、③についても、現在、関係者の間で意見交換を行っているところであるとされている（田原・前掲21頁）。

2. 議決権行使基準の変更

(1) ISS

(<https://www.issgovernance.com/file/policy/2017-japan-voting-guidelines-japanese.pdf>)

- ・ 今回の改定は、相談役制度（顧問、名誉会長、ファウンダー等の活動の実態が見えにくい名誉職的なポストが対象）を新たに定款に規定しようとする場合、その定款変更への反対推奨（取締役の役職として提案される場合を除く）。
- ・ 改定の意図は、社長・会長経験者などが、相談役や顧問のような株主から責任を問われることのない立場から影で影響力を行使することに対して、投資家の懸念が高まっていることを、メッセージとして市場に伝える点にある。

(2) グラス・ルイス

(http://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2016/02/Guidelines_Japan_Japanese.pdf)

・以下の4点について改定されている(内容は骨子)。

ア. 監査役会設置会社における独立性基準

(改定前) 取締役会の独立性基準は最低2人以上の独立役員かつ取締役会の20%以上。監査役会の独立性基準は過半数。

(改定後) 取締役会と監査役会の独立役員の合計人数の割合が、取締役会と監査役の総人数の3分の1以上。監査役会の独立性基準は過半数。

イ. 指名委員会等設置会社における指名委員会と報酬委員会の委員長

(改定前) 報酬委員会の委員長は経営トップでない者が努めるべき(指名委員会は記載なし)。

(改定後) 各委員会の委員長は、独立社外取締役(最低でも社内でない取締役)が委員長を務めるべき。

ウ. 取締役または監査役の兼務基準

(改定前) 上場会社にて執行役員を務める役員が5社以上、または、上場会社にて執行役員を務めていない役員が7社以上の上場企業にて、取締役または監査役を兼任する場合、反対助言。

(改定後) 上場企業で業務を執行する者が3社以上、または、業務を執行しない者が6社以上の上場会社にて、取締役または監査役を兼務する場合、反対助言。

エ. 株式型報酬制度

(改定前) 1円ストックオプションの付与対象者に社外取締役または社内外監査役が含まれる場合、反対助言

(改定後) ①交付可能株式総数の開示がない場合、反対助言。

②権利行使価格が市場価格よりも安値に設定されている場合において、その行使価格を取締役に一任とする条項がある場合、反対助言。

③ベスティング期間は2年以上(ただし、権利行使条件に、退職後でなければ権利行使できないという条項がある場合は適用しない)。

④業績連動型の株式報酬制度において、割当対象者に社外取締役、監査等委員である取締役または社内外監査役が含まれる場合、反対助言(業績連動でない場合は、コスト、株式の希薄化や発行規模などを考慮し、助言賛否を判断)。

3. 平成26年改正会社法の対応状況

(1) 社外取締役の選任

- ・ 「社外取締役を置くことが相当でない理由」(会社法327条の2、会社法施行規則74条の2・124条2項3項)を導入することで、社外取締役の選任を後押し。
- ・ 上場規則上も、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努める義務を課したほか(東証・有価証券上場規程445条の4)、コーポレートガバナンス・コードにおいても、「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべき」(原則4-8)としたこともあって、独立役員である社外取締役の選任も急増。

図表1：社外取締役を選任している会社の割合

東証 上場市場	2014年			2015年			割合の 増減	2016年			割合の 増減
	上場 社数	うち社外 取締役選任		上場 社数	うち社外 取締役選任			上場 社数	うち社外 取締役選任		
		社数	割合		社数	割合			社数	割合	
1部	1,814社	1,347社	74.3%	1,887社	1,779社	94.3%	20.0%	1,966社	1,943社	98.8%	4.6%
2部	545	301	55.2	551	476	86.4	31.2	536	526	98.1	11.7
マザーズ	194	131	67.5	212	171	80.7	13.1	234	218	93.2	12.5
JASDAQ	861	421	48.9	824	608	73.8	24.9	771	671	87.0	13.2
全上場会社	3,414	2,200	64.4	3,474	3,034	87.3	22.9	3,507	3,358	95.8	8.4
JPX日経 インデックス	400	341	85.3	399	388	97.2	12.0	400	397	99.3	2.0

図表2：独立社外取締役を選任している会社の割合

東証 上場市場	2014年			2015年			割合の 増減	2016年			割合の 増減
	上場 社数	うち独立社外 取締役選任		上場 社数	うち独立社外 取締役選任			上場 社数	うち独立社外 取締役選任		
		社数	割合		社数	割合			社数	割合	
1部	1,814社	1,114社	61.4%	1,887社	1,641社	87.0%	25.6%	1,966社	1,909社	97.1%	10.1%
2部	545	168	30.8	551	366	66.4	35.6	536	489	91.2	24.8
マザーズ	194	74	38.1	212	126	59.4	21.3	234	187	79.9	20.5
JASDAQ	861	239	27.8	824	417	50.6	22.8	771	533	69.1	18.5
全上場会社	3,414	1,595	46.7	3,474	2,550	73.4	26.7	3,507	3,118	88.9	15.5
JPX日経 インデックス	400	309	77.3	399	373	93.5	16.2	400	394	98.5	5.0

図表3：独立社外取締役を2名以上選任している会社の割合

東証 上場市場	2014年			2015年			割合の 増減	2016年			割合の 増減
	上場 社数	うち2名以上 の独立社外 取締役選任		上場 社数	うち2名以上 の独立社外 取締役選任			上場 社数	うち2名以上 の独立社外 取締役選任		
		社数	割合		社数	割合			社数	割合	
1部	1,814社	390社	21.5%	1,887社	913社	48.4%	26.9%	1,966社	1,566社	79.7%	31.3%
2部	545	18	3.3	551	108	19.6	16.3	536	300	56.0	36.4
マザーズ	194	11	5.7	212	27	12.7	7.1	234	70	29.9	17.2
JASDAQ	861	28	3.3	824	85	10.3	7.1	771	183	23.7	13.4
全上場会社	3,414	447	13.1	3,474	1,133	32.6	19.5	3,507	2,119	60.4	27.8
JPX日経 インデックス	400	183	45.8	399	290	72.7	26.9	400	361	90.3	17.6

(注) 独立社外取締役とは、独立役員として届け出られている社外取締役のことを指す。

(出所) 上記各表とも、東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況<確報>」(2014年7月25日)、同(2015年7月29日)、同(2016年7月27日)に基づいて作成。

(2) 責任限定契約

- ・ 責任限定契約対象拡大の定款変更を行った先は、H27年37.9%、H28年17.9%（株主総会白書・商事法務2085号149頁・同2118号157頁）。
- ・ 改正により拡大された社内役員と責任限定契約を締結している先は、以下資料によると、監査役（会）設置会社の監査役（社外監査役以外）で27.2%。

図表4：実際に締結済みの責任限定契約の有無（複数回答）

監査役(会)設置会社			指名委員会等設置会社			監査等委員会設置会社		
社外取締役	1,236社	91.0%	社外取締役	44社	100.0%	社外取締役	230社	90.2%
非業務執行取締役 (社外取締役以外)	135	9.9	非業務執行取締役 (社外取締役以外)	25	56.8	非業務執行取締役 (社外取締役以外)	99	38.8
社外監査役	1,228	90.4	—	—	—	—	—	—
監査役 (社外監査役以外)	370	27.2	—	—	—	—	—	—
会計監査人	73	5.4	会計監査人	1	2.3	会計監査人	18	7.1
計	1,288	94.8	計	44	100.0	計	246	96.5
無	70	5.2	無	0	0.0	無	9	3.5
合計	1,358	—	合計	44	—	合計	255	—

(出所) 全国株懇連合会「平成28年度全株懇調査報告書」(平成28年10月)(以下「平成28年度全株懇調査」という)40-41頁に基づき作成。

(3) 監査等委員会設置会社

- ・ 社外取締役の選任を後押しする動きと相まって、監査等委員会設置会社に移行する会社が増加し、上場会社の約2割が監査等委員会設置会社を選択。

図表5：機関設計選択の状況

東証上場市場	上場社数	監査役設置会社		指名委員会等設置会社		監査等委員会設置会社	
1部	2,001社	1,562社	78.1%	60社	3.0%	379社	18.9%
2部	531	399	75.1	2	0.4	130	24.5
マザーズ	229	195	85.2	3	1.3	31	13.5
JASDAQ	754	600	79.6	4	0.5	150	19.9
全上場会社	3,515	2,756	78.4	69	2.0	690	19.6

(出所) 日本取引所グループウェブサイト「コーポレート・ガバナンス情報サービス」

(<http://www2.tse.or.jp/tseHpFront/CGK010010Action.do?Show=Show>) の検索結果(検索日:平成29年2月3日)に基づき作成。

4. コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

- ・ H27.6.1から適用開始されたコーポレートガバナンス・コードへの対応を記載したコーポレートガバナンス報告書は、初回は適用開始日以後最初に開催される定時株主総会の日から6ヵ月後までに提出であったが、その後は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく提出となる。
- ・ 東証は、H29.1.16に「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況」（2016年12月末時点）を公表（これまで2015年12月末時点、2016年7月時点でも公表）。
(<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html>)
- ・ 上記公表資料に基づく主な対応状況は以下のとおり。

図表6：コーポレートガバナンス・コードの主な対応状況

各原則を Explain した会社の割合					
割合が上位の原則	2015年12月末	2016年7月	増減	2016年12月末	増減
	割合	割合		割合	
<補充原則1-2④> 議決権の電子行使・招集通知の英訳	55.9%	55.7%	-0.1%	57.7%	2.0%
<補充原則4-11③> 取締役会の実効性評価	63.6	45.0	-18.7	44.7	-0.2
<補充原則4-2①> 経営陣報酬の現金・株式割合の適切な設定	30.7	29.8	-0.8	31.4	1.6
<補充原則3-1②> 英語での情報開示	25.8	28.1	2.3	30.0	1.9
<補充原則4-10①> 指名・報酬への独立社外取締役の適切な関与・助言	29.4	25.1	-4.3	25.7	0.5
<原則4-8> 独立社外取締役の有効な活用	42.5	21.2	-21.3	20.6	-0.6
上記以外で株主総会に関連する主な原則	2015年12月末	2016年7月	増減	2016年12月末	増減
	割合	割合		割合	
<補充原則1-2②> 招集通知の早期発送・発送前のウェブサイトでの公表	19.8%	8.4%	-11.5%	7.7%	-0.6%
<補充原則1-2③> 株主総会関連日程の適切な設定	3.8	2.1	-1.6	2.0	-0.1
<補充原則1-2⑤> 実質株主の総会出席	7.5	7.2	-0.3	7.4	0.3
<原則3-1> 情報開示の充実	28.1	14.1	-14.0	13.6	-0.5
<補充原則4-1②> 中期経営計画の実現・未達時の説明	14.9	13.6	-1.2	14.7	1.1
<原則5-2> 経営計画等の策定・公表	10.9	9.9	-1.0	10.2	0.3
すべての原則を Comply した会社の割合					
	2015年12月末	2016年7月	増減	2016年12月末	増減
	割合	割合		割合	
	11.6%	21.0%	9.3%	19.9%	-1.0%
調査対象会社数					
	2015年12月末	2016年7月	増減	2016年12月末	増減
	社数	社数		社数	
	1,858社	2,262社	404社	2,530社	268社

(出所) 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況 (2015年12月末時点)」(2016年1月20日)、「同 (2016年7月時点)」(2016年9月13日)、「同 (2016年12月末時点)」(2017年1月16日)に基づき作成。

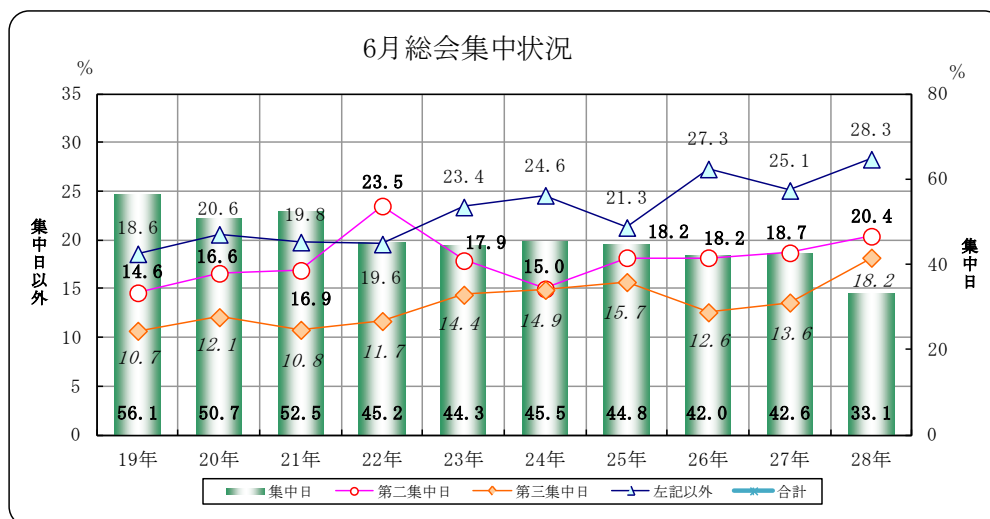
II. 本年株主総会の実務対応

1. 株主総会の開催日

(1) 過去10年間の6月総会の状況

- ・集中日の集中率は長期低下傾向にあり、他の開催日に分散。

図表7：過去10年間の6月総会の集中状況



(出所) 毎年の全国株懇連合会「全株懇調査報告書」に基づき作成。

(2) 近年の6月総会の状況

- ・昨年は大幅に集中日の集中率は低下。本年さらに低下するかが注目される。

図表8：近年の6月総会の開催日の状況

	平成18年6月総会			平成26年6月総会			平成27年6月総会			平成28年6月総会		
	開催日	社数	割合	開催日	社数	割合	開催日	社数	割合	開催日	社数	割合
集中日	6/29 (木)	974社	58.1%	6/27 (金)	595社	42.0%	6/26 (金)	604社	42.6%	6/29 (水)	475社	33.1%
第2集中日	6/28 (水)	217	12.9	6/26 (木)	258	18.2	6/25 (木)	266	18.7	6/28 (火)	292	20.4
第3集中日	6/27 (火)	155	9.2	6/25 (水)	178	12.6	6/24 (水)	193	13.6	6/24 (金)	261	18.2
その他	—	330	19.7	—	387	27.3	—	356	25.1	—	405	28.3
合計	—	1,676	100.0	—	1,418	100.0	—	1,419	100.0	—	1,433	100.0

(出所) 毎年の全国株懇連合会「全株懇調査報告書」に基づき作成。

図表9：前年開催日との比較

	早く開催した	同じ	遅く開催した	合計
平成26年	315	1,284	154	1,753
	18.0%	73.2%	8.8%	100.0%
27年	447	1,168	162	1,777
	25.2%	65.7%	9.1%	100.0%
28年	427	957	416	1,800
	23.7%	53.2%	23.1%	100.0%

(注) 月曜日開催を避ける実務対応のみにより開催日を前後させた場合は「同じ」と回答。
 なお、対象は全決算会社。

(出所) 平成28年度全株懇調査79頁。

2. 電子投票制度の採用

- ・ 電子投票制度の採用・プラットフォームへの参加は、H28年度相応に増加。
- ・ プラットフォームに参加していない主な理由は、「機関投資家又は海外投資家の比率が低い」になっている。

図表10：電子投票制度の採用

	採用済	採用予定有	採用予定無	未定	合計
平成26年	504	19	947	272	1,742
	28.9%	1.1%	54.4%	15.6%	100.0%
27年	551	47	794	372	1,764
	31.2%	2.7%	45.0%	21.1%	100.0%
28年	731	34	704	327	1,796
	40.7%	1.9%	39.2%	18.2%	100.0%

(出所) 平成28年度全株懇調査 83頁。

図表11：プラットフォームへの参加状況

	電子投票制度採用済				電子投票制度未採用	合計
	参加済	参加予定有	参加予定無	未定		
平成26年	379	5	75	45	1,238	1,742
	21.8%	0.3%	4.3%	2.6%	71.1%	100.0%
27年	435	14	56	46	1,213	1,764
	24.7%	0.8%	3.2%	2.6%	68.8%	100.0%
28年	595	11	80	45	1,065	1,796
	33.1%	0.6%	4.5%	2.5%	59.3%	100.0%

(注) 平成28年度に電子投票制度採用済でプラットフォームに参加していない先(136社)の参加しない理由は、「機関投資家又は海外投資家の比率が低い」(98社・72.1%)、「費用面」(59社・43.4%)、「その他」(26社・19.1%) (複数回答)。

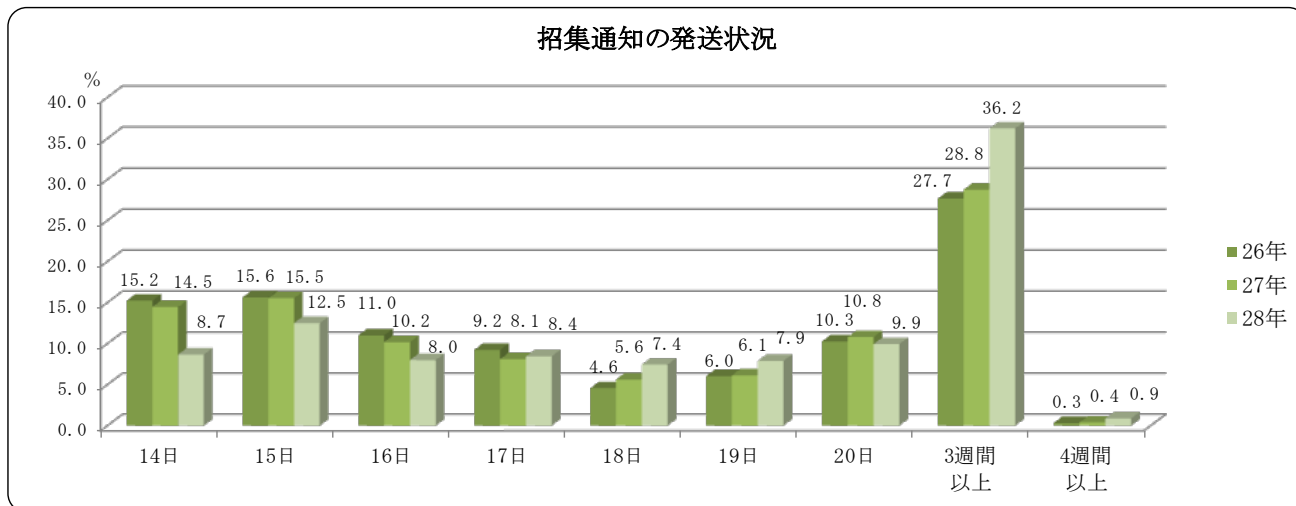
(出所) 平成28年度全株懇調査 84頁に基づき作成。

3. 招集通知

(1) 招集通知の発送時期

- ・ 招集通知の発送日と総会日間の日数を17日以上とする会社が増加。
- ・ 3週間以上とする会社も急増。

図表12：招集通知の発送日と総会日間の日数（暦日）

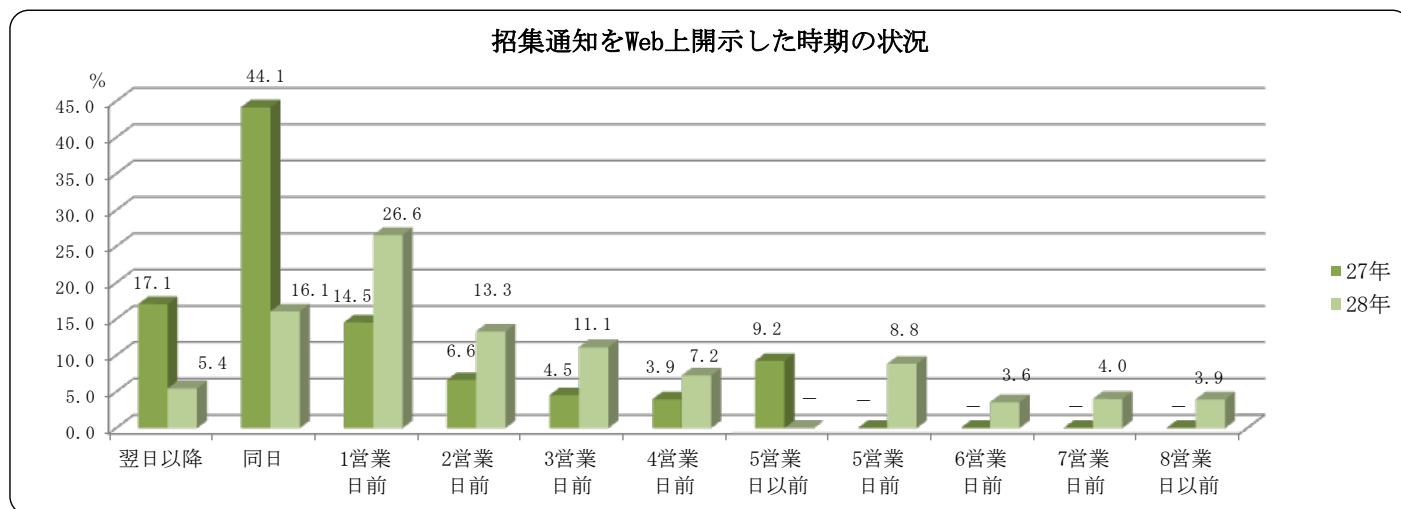


(出所) 平成28年度全株懇調査 86 頁に基づき作成。

(2) 招集通知の発送前開示

- ・ コーポレートガバナンス・コードが後押しし、発送前開示の実施先が急増（平成28年度全株懇調査 86 頁によると、H27年度 689 社⇒H28年度 1,413 社）。
- ・ I（1）1. 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書 17 頁では、招集通知校了直後の Web での開示や、TDnet への提出を推奨。

図表13：招集通知を Web 上開示した時期



(注1) 招集通知発送日を起点とした開示日。なお、英語版も開示している場合日本語版の開示日で集計。

(注2) 最も早期の部分をも、27年は「5営業日以前」、28年は「8営業日以前」で集計。

(出所) 平成28年度全株懇調査 86 頁に基づき作成。

図表 1 4 : 招集通知の発送前開示のタイミング

	総会招集の取締役会 決定後、招集通知の 校了時まで	招集通知の校了後、 納品時まで	招集通知の納品後、 発送前まで	合計
平成28年	34 2.4%	354 25.1%	1,025 72.5%	1,413 100.0%

(出所) 平成 28 年度全株懇調査 9 頁。

図表 1 5 : 発送前開示の実施方法 (複数回答)

	自社ホームページ に掲載	証券取引所ホームページ に掲載 (TDnet経由)	プラットフォーム に掲載	その他の方法	回答 会社数
平成28年	1,316 93.1%	1,246 88.2%	440 31.1%	15 1.1%	1,413 100.0%

(出所) 平成 28 年度全株懇調査 10 頁に基づき作成。

(3) インターネット開示 (ウェブ開示) とみなし提供

- ・ インターネット開示とみなし提供を実施する会社は年々増加し、半数近くに達する。
- ・ 平成 27 年改正施行規則により対象に加えられた「株主資本等変動計算書」も増加。

図表 1 6 : インターネット開示とみなし提供の実施状況

	インターネット開示実施先の実施対象書類									回答会社の内訳			回答 会社数 (A+B+C)
	参考 書類	事業 報告	株主 資本等 変動 計算書	個別 注記表	連結注 記表以 外の連 結計算 書類	連結貸 借対照 表・連 結損益 計算書	連結 株主 資本等 計算書	連結 注記表	法定記載書 類以外 (連 結監査報告 書・キャッ シュフロー 計算書等)	イン ター ネット 開示実 施先 (A)	定款 規定 あるも 実施 せず (B)	定款 規定 なし (C)	
平成26年	1 0.2%	75 13.1%	—	512 89.5%	5 0.9%	—	—	560 97.9%	—	572 32.6%	727 41.5%	454 25.9%	1,753 100.0%
27年	2 0.3%	102 14.6%	99 14.2%	696 99.6%	95 13.6%	—	—	689 98.6%	—	699 39.3%	637 35.8%	441 24.8%	1,777 100.0%
28年	0 0.0%	160 17.9%	230 25.7%	882 98.4%	—	1 0.1%	223 24.9%	850 94.9%	19 2.1%	896 49.8%	511 28.4%	393 21.8%	1,800 100.0%

(注) 「インターネット開示実施先の実施対象書類」の欄 (複数回答) の割合は「インターネット開示実施先 (A)」に対するもので、「回答会社の内訳」の割合は「回答会社数」に対するもの。

(出所) 平成 28 年度全株懇調査 104 頁に基づき作成。

図表 1 7 : 事業報告のインターネット開示の実施状況 (複数回答)

	財産および損 益の状 況	主要な 事業内 容	主要な 営業所 および 工場	従業員 の状況	主要な 借入先	親会社 との取 引関連	特定完 全子会 社	その他 会社の 現況に 関する 重要な 事項	会社 の株式 に関する 事項	会社 の新株 予約権 に関する 事項	会社 役員に 関する 事項	社外 役員に 関する 事項	会計監 査人に 関する 事項	内部統 制シス テムに 関する 事項	会社の 支配に 関する 基本方 針	その他	事業報告 のイン ター ネット 開示 実施先
平成27年	5 4.9%	9 8.8%	12 11.8%	9 8.8%	7 6.9%	—	—	5 4.9%	9 8.8%	25 24.5%	2 2.0%	9 8.8%	19 18.6%	72 70.6%	44 43.1%	1 1.0%	102 100.0%
28年	17 10.6%	23 14.4%	26 16.3%	24 15.0%	18 11.3%	2 1.3%	7 4.4%	11 6.9%	18 11.3%	58 36.3%	15 9.4%	15 9.4%	32 20.0%	106 66.3%	66 41.3%	8 5.0%	160 100.0%

(出所) 平成 28 年度全株懇調査 105 頁に基づき作成。

(4) 招集通知の英訳

- ・コーポレートガバナンス・コードの後押しもあって、英訳実施先は増加。
- ・狭義の招集通知・参考書類は、ほとんどの実施先が対象としている。

図表 18：招集通知の英訳の状況

	招集通知の英訳の対象							英訳実施先			無 (B)	回答会社数 (A+B)
	狭義の招集通知	参考書類	事業報告	連結計算書類・計算書類	監査役(会)の監査報告書	会計監査人の監査報告書	その他	(A)	うち従来から作成	うち今回初めて作成		
平成27年	451	416	213	230	165	161	31	457	348	109	1,319	1,776
	98.7%	91.0%	46.6%	50.3%	36.1%	35.2%	6.8%	25.7%	19.6%	6.1%	74.3%	100.0%
28年	692	619	256	263	191	189	34	698	468	230	1,102	1,800
	99.1%	88.7%	36.7%	37.7%	27.4%	27.1%	4.9%	38.8%	26.0%	12.8%	61.2%	100.0%

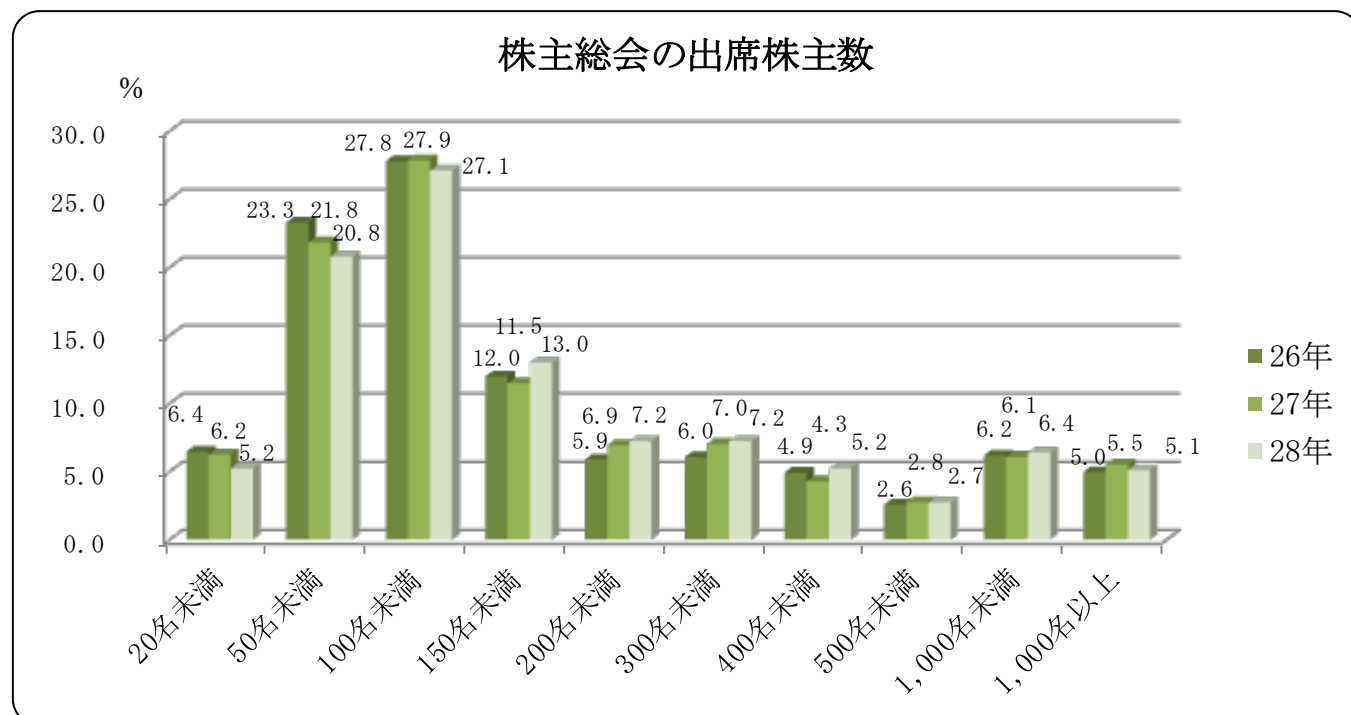
(注) 「招集通知の英訳の対象」の欄(複数回答)の割合は「英訳実施先 (A)」に対するもので、「英訳実施先 (A)」・「無 (B)」の割合は「回答会社数」に対するもの。

(出所) 平成 28 年度全株懇調査 87 頁に基づき作成。

4. 株主総会の出席株主数

- ・ 100 名未満の会社が減少し、100 名以上 400 名未満が増加。

図表 19：株主総会の出席株主数の状況



(出所) 平成 28 年度全株懇調査 90 頁に基づき作成。

- ・ 借会場での開催が増加傾向（前年比 2.2%増の 57.0%：平成 28 年全株懇調査 80 頁）。
- ・ 第二会場を準備した先は増加しているが（前年比 1.0%増の 18.8%）、準備したが使用せずも増加（前年比 1.4%増の 14.2%）（平成 28 年全株懇調査 112 頁）。
- ・ 出席株主数が多数の会社を中心にお土産廃止の動きがある。

図表 20：株主総会のお土産の状況

	お土産有					回答会社の内訳			回答会社数 (A+B+C)
	前回より増額	前回並み	前回より減額	今回から実施	今回復活	お土産有 (A)	今回から廃止 (B)	従来から無し (C)	
平成26年	95	1,211	69	21	2	1,398	13	342	1,753
	6.8%	86.6%	4.9%	1.5%	0.1%	79.7%	0.7%	19.5%	100.0%
27年	85	1,203	71	20	2	1,381	40	356	1,777
	6.2%	87.1%	5.1%	1.4%	0.1%	77.7%	2.3%	20.0%	100.0%
28年	68	1,194	66	10	4	1,342	56	402	1,800
	5.1%	89.0%	4.9%	0.7%	0.3%	74.6%	3.1%	22.3%	100.0%

(注) 「お土産有」の欄の割合は「お土産有 (A)」に対するもので、「回答会社の内訳」の欄の割合は「回答会社数」に対するもの。

(出所) 平成 28 年度全株懇調査 111 頁に基づき作成。

図表 21：お土産交付のタイミング

	受付時	退場時	合計
平成26年	712	686	1,398
	50.9%	49.1%	100.0%
27年	733	648	1,381
	53.1%	46.9%	100.0%
28年	740	602	1,342
	55.1%	44.9%	100.0%

図表 22：会場に入場しないお土産目的の株主専用受付

	有	無	合計
平成27年	224	1,157	1,381
	16.2%	83.8%	100.0%
28年	198	1,144	1,342
	14.8%	85.2%	100.0%

(出所) 図表 22・23とも平成 28 年度全株懇調査 111 頁。

- ・ グローバルな機関投資家等の株主総会出席について、「基本方針を定めていない」が最も多いが、定めている中では、ルート B が最多。

図表 23：グローバルな機関投資家等の株主総会出席

	グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドラインへの対応							出席の事前申出の有無 (複数回答)			回答会社数	
	ガイドラインルート A	ガイドラインルート B	ガイドラインルート C	ガイドラインルート D	ガイドライン外で出席×傍聴○	ガイドライン外で出席も傍聴も×	その他	基本方針を定めていない	国内機関投資家より有	海外機関投資家より有		無し
平成28年	162	450	92	0	49	99	47	976	14	29	1,759	1,800
	9.0%	25.0%	5.1%	0.0%	2.7%	5.5%	2.6%	54.2%	0.8%	1.6%	97.7%	100.0%

(注) 割合はいずれも回答会社数に対するもの。

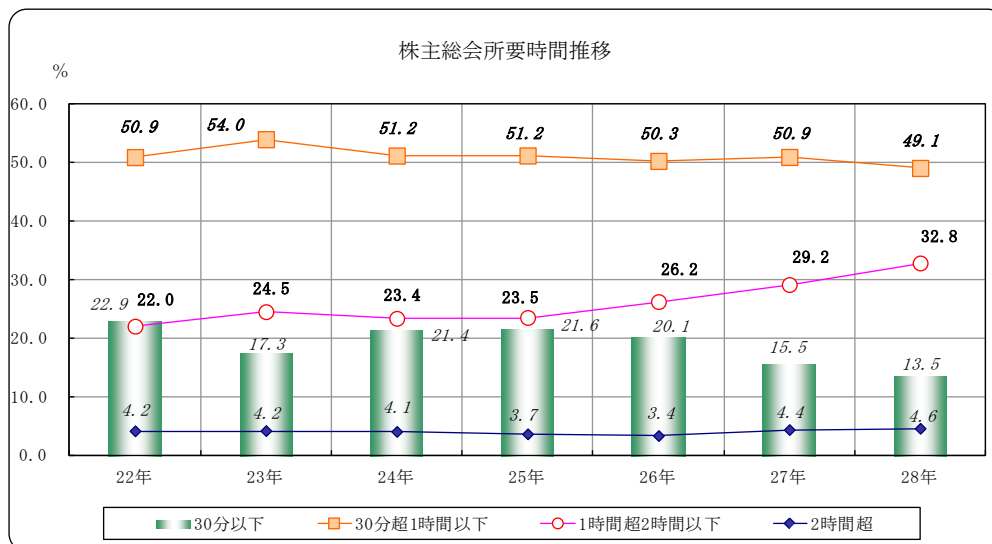
(出所) 平成 28 年度全株懇調査 91 頁に基づき作成。

5. 株主総会の所要時間等

(1) 株主総会の所要時間

- ・ 30分超1時間以下がほぼ半数を占める。30分以下は減少傾向。

図表 2 4 : 株主総会の所要時間の状況

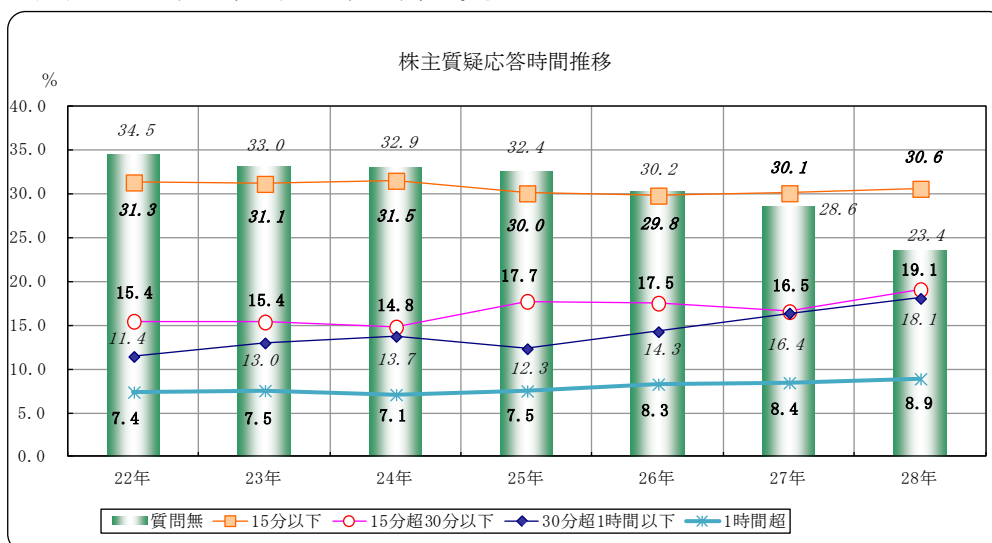


(出所) 毎年の全国株懇連合会「全株懇調査報告書」に基づき作成。

(2) 株主総会の質疑応答時間

- ・ 15分以下が最も多いがほぼ横ばい。15分超30分以下・30分超1時間以下が増加傾向。質問無は長期減少傾向。
- ・ 質疑打切りは約16%の先で行われているが(前年比0.4%増)、そのうち86.4%が「あと〇名と予告」(株主総会白書・前掲134頁)。

図表 2 5 : 株主総会の応答時間の状況

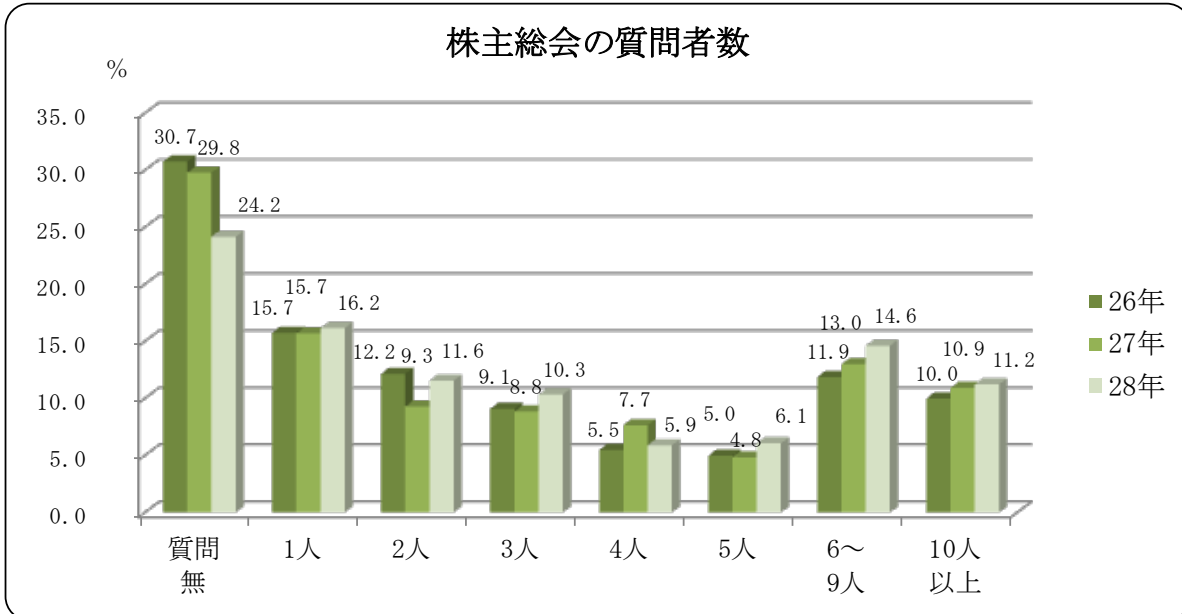


(出所) 毎年の全国株懇連合会「全株懇調査報告書」に基づき作成。

6. 株主総会の質問の状況

- ・ 質問者数が増加するとともに、質問に関する制限を課す先も増加。
- ・ 社外役員への関心の高まりからか、直接社外役員に問う質問も増加。

図表 2 6 : 株主総会の質問者数の状況



(出所) 平成 28 年度全株懇調査 95-96 頁に基づき作成。

図表 2 7 : 質問者 1 人 1 回当たりの質問に関する制限の有無

	有 質問時間	有 質問数	質問時間と 質問数の両方	無	合計
平成26年	28	317	53	816	1,214
	2.3%	26.1%	4.4%	67.2%	100.0%
27年	28	364	52	804	1,248
	2.2%	29.2%	4.2%	64.4%	100.0%
28年	35	433	59	838	1,365
	2.6%	31.7%	4.3%	61.4%	100.0%

(出所) 平成 28 年度全株懇調査 96 頁。

図表 2 8 : 回答者を社外役員に指定した質問

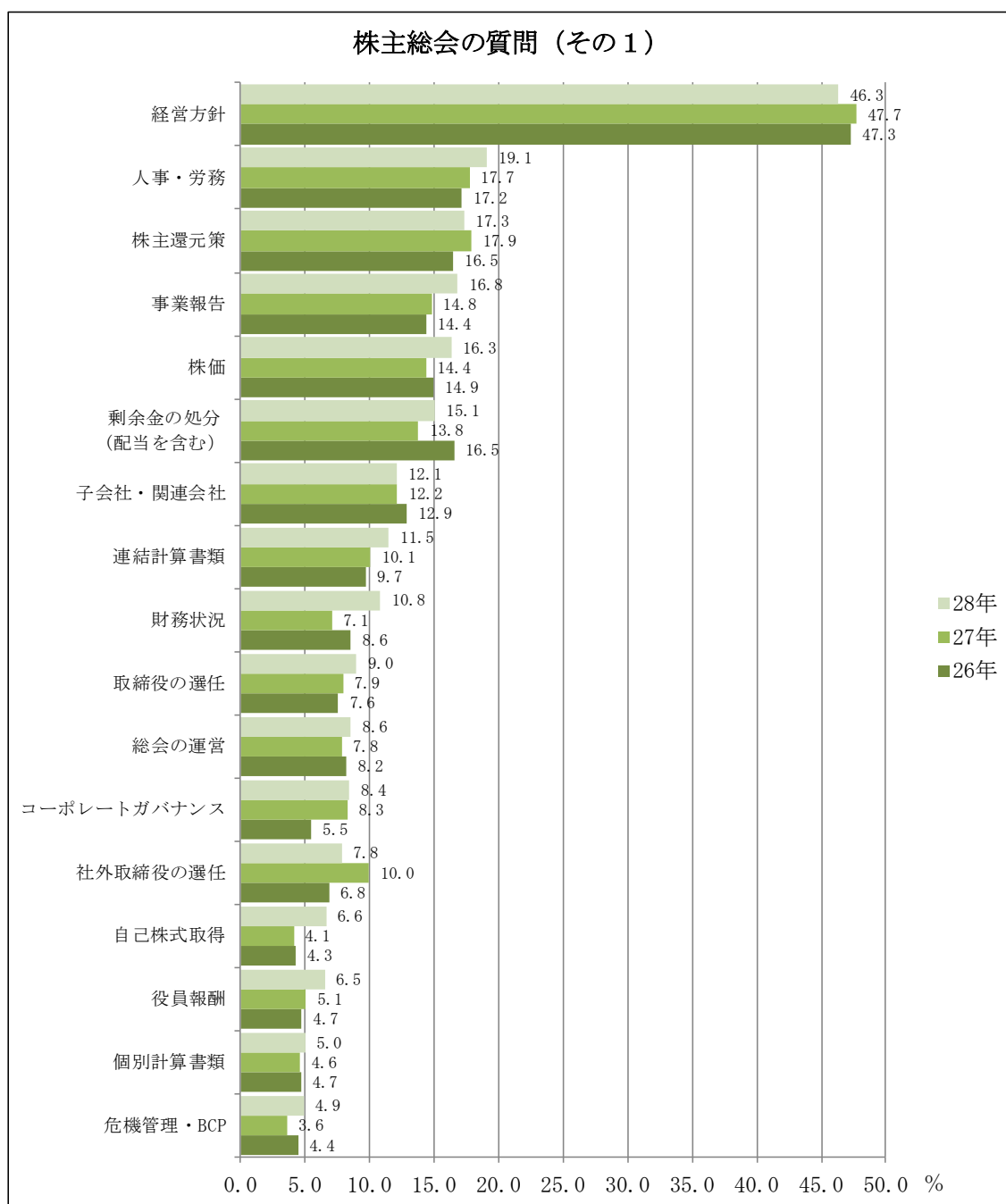
	回答者を社外役員に指定した質問有						回答者を社 外役員に指 定した質問 有 (A)	うち 社外取 締役の み	うち 社外監 査役の み	うち 社外取締 役・社外監 査役の両方	無 (B)	回答 会社数 (A+B)
	社外取 締役が 回答	議長が 引き 取って 回答	議長以 外の回 答役が 回答	社外監 査役が 回答	監査役会を 代表して常 勤監査役が 回答	その他						
平成27年	38	31	9	9	6	4	78	52	18	8	1,169	1,247
	48.7%	39.7%	11.5%	11.5%	7.7%	5.1%	6.3%	4.2%	1.4%	0.6%	93.7%	100.0%
28年	62	32	12	14	3	2	101	77	11	13	1,264	1,365
	61.4%	31.7%	11.9%	13.9%	3.0%	2.0%	7.4%	5.6%	0.8%	1.0%	92.6%	100.0%

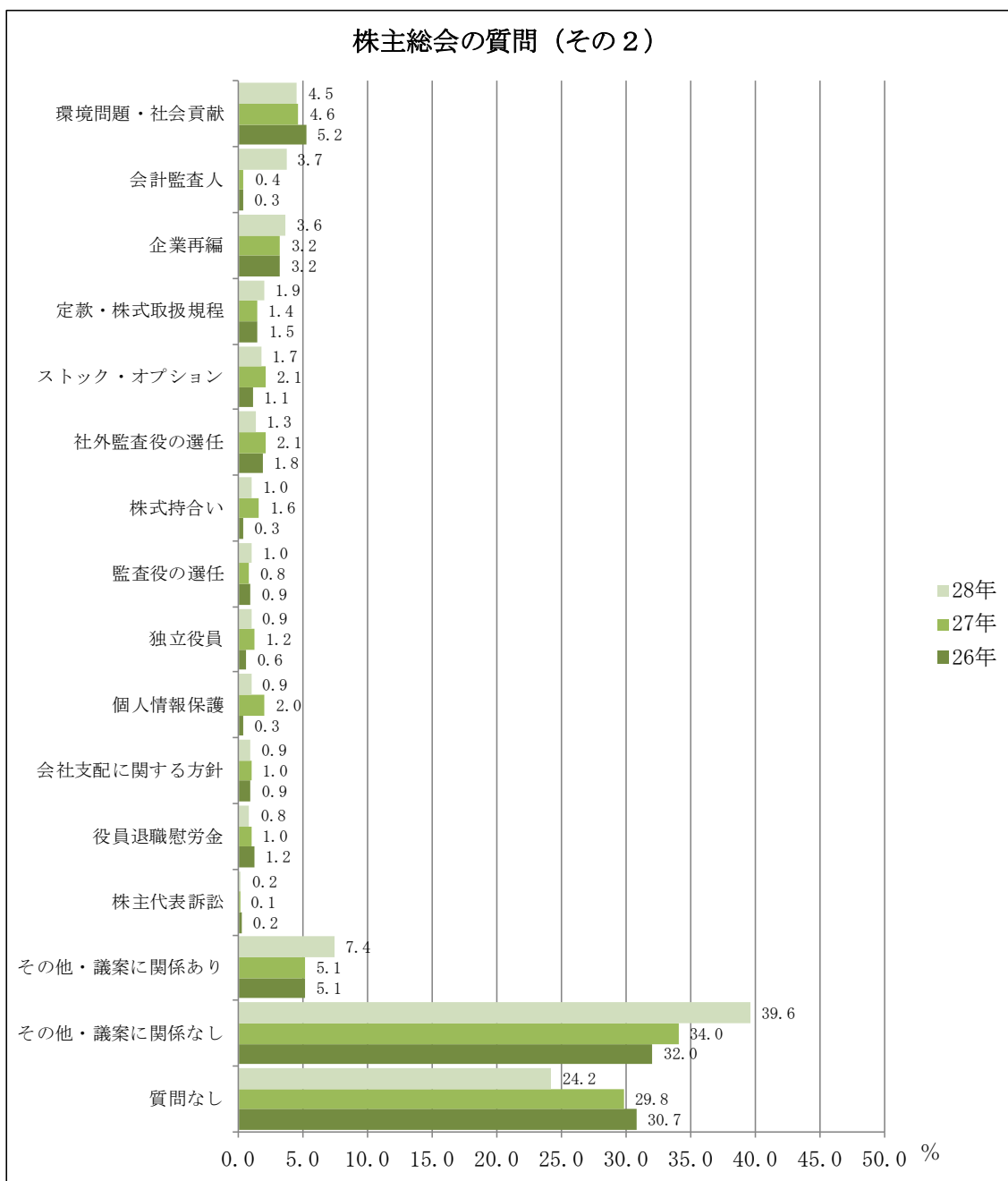
(注) 「回答者を社外役員に指定した質問有」の欄 (複数回答) の割合は「回答者を社外役員に指定した質問有 (A)」に対するもので、「回答者を社外役員に指定した質問有 (A)」・「無 (B)」の割合は「回答会社数」に対するもの。

(出所) 平成 28 年度全株懇調査 97 頁に基づいて作成。

- ・ H28年度に増加した質問は、「人事・労務」(+1.4%)、「事業報告」(+2.0%)、「株価」(+1.9%)、「財務状況」(+3.7%)、「自己株式取得」(+2.5%)、「会計監査人」(+3.3%)。
- ・ 「その他・議案に関係のなし」は、「経営方針」に次いで多く、昨年大幅に増加(+5.6%)。

図表 29：株主総会の質問の状況





（出所）平成 28 年度全株懇調査 96-97 頁に基づき作成。

<現時点で準備することが考えられる主要項目>

- ① 米国新政権発足・英国の EU 離脱等を踏まえた今後の見通し。
- ② 働き方改革への取組み。
- ③ IoT、ビッグデータ、AI などの新技術への対応。
- ④ 社外取締役の複数選任や会社に対する貢献・役割（兼職先数を含む。）。
- ⑤ 相談役・顧問制度の内容とその役割。
- ⑥ コーポレート・ガバナンスの議論や税制改正等を踏まえた役員報酬の見直し。…etc

7. 株主懇談会等

- ・リーマンショックや震災等を背景に株主懇談会等は廃止傾向にあったが、昨年は実施が微増に転じる。
- ・コーポレートガバナンス・コードを考慮して、株主総会終了後の株主向け説明会の開催を行うことも考えられる。

図表30：株主懇談会等の実施状況

	実施				実施せず			合計	総会日以外の開催		合計
	継続実施	今回から実施	今回復活	今回から廃止	従来から無し	有	無				
平成26年	319 18.2%	307 17.5%	8 0.5%	4 0.2%	1,434 81.8%	13 0.7%	1,421 81.1%	1,753 100.0%	42 2.4%	1,711 97.6%	1,753 100.0%
27年	326 18.3%	310 17.4%	14 0.8%	2 0.1%	1,451 81.7%	14 0.8%	1,437 80.9%	1,777 100.0%	49 2.8%	1,728 97.2%	1,777 100.0%
28年	349 19.4%	328 18.2%	16 0.9%	5 0.3%	1,451 80.6%	18 1.0%	1,433 79.6%	1,800 100.0%	76 4.2%	1,724 95.8%	1,800 100.0%

(出所) 平成28年度全株懇調査112頁に基づき作成。

図表31：総会終了後の行事・サービス等の内容（複数回答）

	総会終了後の行事・サービス等の内容									実施会社数
	懇談会	飲食物提供	プレゼンテーションと質疑応答	経営方針説明会	会社案内ビデオ	自社製品パンフ等の展示案内	工場等の会社施設の見学	映画上映	その他	
平成26年	173 54.2%	—	104 32.6%	—	30 9.4%	97 30.4%	44 13.8%	5 1.6%	32 10.0%	319 100.0%
27年	166 50.9%	—	116 35.6%	—	29 8.9%	94 28.8%	48 14.7%	3 0.9%	30 9.2%	326 100.0%
28年	171 49.0%	137 39.3%	93 26.6%	65 18.6%	26 7.4%	93 26.6%	50 14.3%	—	22 6.3%	349 100.0%

(出所) 平成28年度全株懇調査112頁に基づき作成。

以上